

墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案		現 行																			
別表		別表																			
1 区長の附属機関		1 区長の附属機関																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>墨田区指定管理者選 定委員会</td> <td rowspan="2">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>墨田区特定建築等設 計業者審査委員会</td> </tr> <tr> <td>墨田区入札等外部審 査委員会</td> <td><u>区が発注する工事等 の入札及び契約の過 程その他の契約手続 に係る審査等に関す ること。</u></td> </tr> <tr> <td>すみだ女性センター 運営委員会</td> <td rowspan="2">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>すみだ燃えない・壊 れないまちづくり会 議</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担任する事務	墨田区指定管理者選 定委員会	〔略〕	墨田区特定建築等設 計業者審査委員会	墨田区入札等外部審 査委員会	<u>区が発注する工事等 の入札及び契約の過 程その他の契約手続 に係る審査等に関す ること。</u>	すみだ女性センター 運営委員会	〔略〕	すみだ燃えない・壊 れないまちづくり会 議	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>墨田区指定管理者選 定委員会</td> <td rowspan="2">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>墨田区特定建築等設 計業者審査委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〔新設〕</td> </tr> <tr> <td>すみだ女性センター 運営委員会</td> <td rowspan="2">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>すみだ燃えない・壊 れないまちづくり会 議</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担任する事務	墨田区指定管理者選 定委員会	〔略〕	墨田区特定建築等設 計業者審査委員会		〔新設〕	すみだ女性センター 運営委員会	〔略〕	すみだ燃えない・壊 れないまちづくり会 議
名 称	担任する事務																				
墨田区指定管理者選 定委員会	〔略〕																				
墨田区特定建築等設 計業者審査委員会																					
墨田区入札等外部審 査委員会	<u>区が発注する工事等 の入札及び契約の過 程その他の契約手続 に係る審査等に関す ること。</u>																				
すみだ女性センター 運営委員会	〔略〕																				
すみだ燃えない・壊 れないまちづくり会 議																					
名 称	担任する事務																				
墨田区指定管理者選 定委員会	〔略〕																				
墨田区特定建築等設 計業者審査委員会																					
	〔新設〕																				
すみだ女性センター 運営委員会	〔略〕																				
すみだ燃えない・壊 れないまちづくり会 議																					
2 〔略〕	2 〔略〕																				

付 則

この条例は、公布の日から施行する。